

ツキノワグマに御注意願います！

県では令和7年7月29日(火)から8月31日(日)まで、県内全域を対象に、クマ出没警報を発令しておりましたが、依然多くの目撃情報が寄せられていることから、警報を9月30日(火)まで継続となりました。引き続き注意願います。

○クマに遭遇しないために

- ・出没情報を確認し、危険な場所には、近づかない。
- ・クマ鈴、笛、ラジオなどで大きな音を出すなど、クマに自分の存在を知らせる。
- ・生ゴミなどを放置しない。
- ・森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートになりやすいので、周囲の草刈りをして見通しを良くする。



▼万一、クマに遭遇してしまった場合

- ・そっと立ち去る：遠くにいるクマなら心配ありません。そっと立ち去りましょう。
- ・騒がない：大声を出したり、石や棒などを投げつけたり、クマを興奮させない。
- ・そっとさがる：クマと距離を保ち、慌てて逃げ出さず、背中を見せずに向き合ったまま、ゆっくりと後退する。

▼令和7年度のクマの目撃情報

・令和7年度に入り町内では4月に丸森薄平、大内鬼ヶ作、5月に大張松ノ塚、6月に筆甫川下一、丸森金ヶ作、7月に金山山居、大内山王、館矢間市ノ沢、館矢間小原瀬西、大内中山、丸森砂ノ入、8月には大張小沼、大内黒佐野、丸森峠革踏石、館矢間永作、9月には筆甫下北山三と、これまで計16件の目撃情報が寄せられています。

▼緊急銃獵制度について

近年、クマやイノシシが人の生活圏に出没する事例が増加していることを受けて「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され、新たに「緊急銃獵」制度が創設されました。（令和7年9月1日施行）

この制度は、以下の四つの条件を満たした場合に、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等が可能になるというものです。

1. クマやイノシシなどが人の日常生活圏に侵入している（侵入するおそれが大きいことを含む）
2. クマやイノシシによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要である
3. 銃獵以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難である
4. 住民や第三者に銃獵による危害を及ぼすおそれがない

【町内においてクマを目撃したら下記までお知らせください】

農林課 林業振興班：0224-72-2146 丸森交番：0224-72-2211